

## 5. 重点整備地区の区域及び特定経路

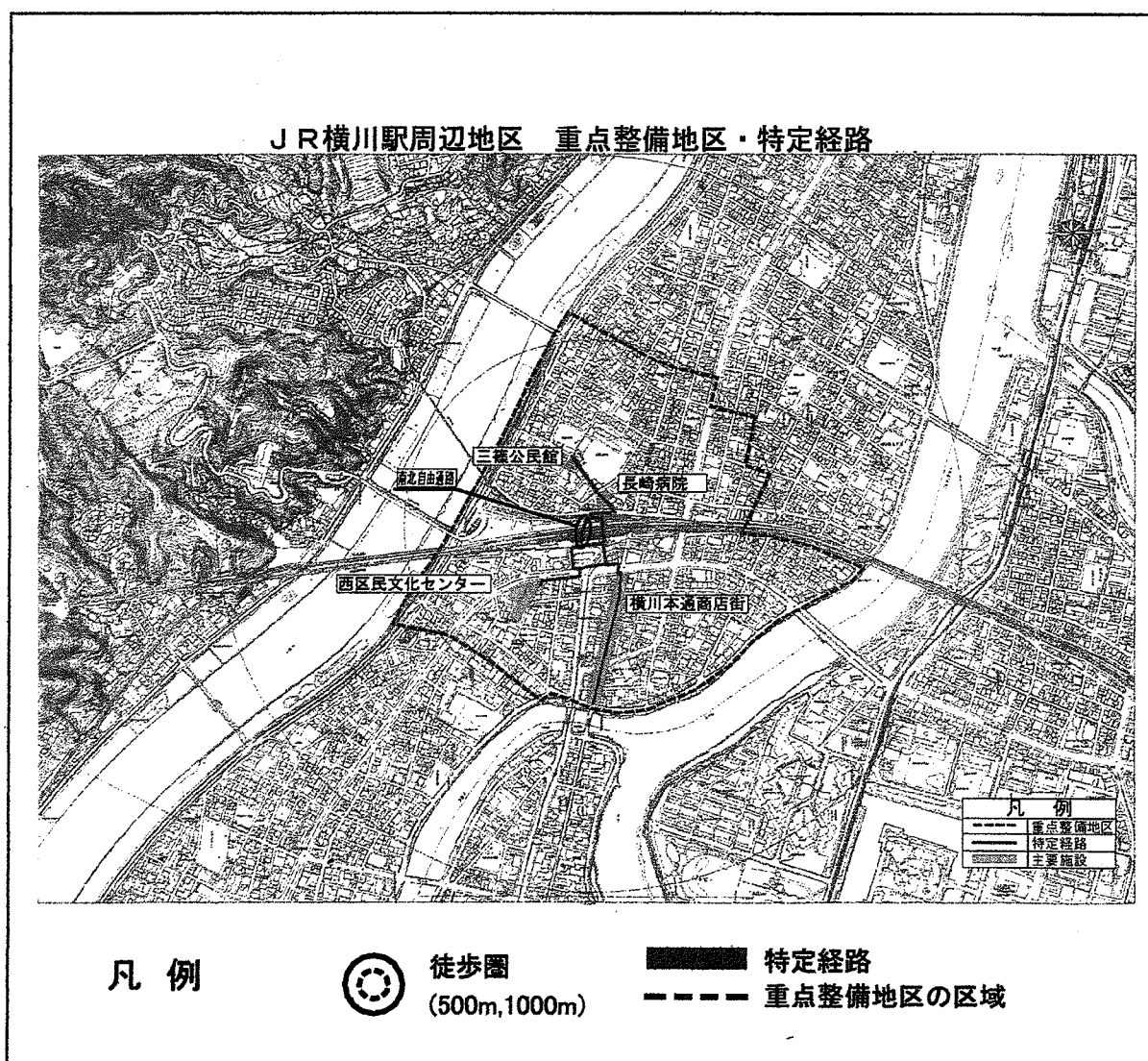
### (1) 重点整備地区の区域

重点整備地区については、JR横川駅を特定旅客施設とし、これを中心として徒歩圏内（概ね1km以内の範囲）で、高齢者、身体障害者などの相当数の利用が見込まれる主要施設\*（官公庁、社会福祉施設等）を含む区域を基本とした上で、施設の分布状況や高齢者、身体障害者などの方々への調査結果を踏まえ、設定しました。

\* 主要施設については、9ページの公共公益施設の選定基準参照

### (2) 特定経路の設定

特定旅客施設と主要施設を結ぶ特定経路については、高齢者、身体障害者の方々などの実際の移動経路を基本に、歩道の整備状況や安全性に配慮した上で設定しました。



## 6. 重点整備地区における移動円滑化に関する整備方針

わがまちのバリアフリー化にあたっては、階段や路面の段差などの「街のバリア」の解消を進めることはもちろんですが、最終的には、すべての人が安心して生活できるまちとなることが目標となります。そのためにはまず、単に機能や景観だけにとらわれることなく、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、どんな立場のひとでも安心して歩くことのできる、優しさのこもったまちづくりを心がける必要があります。

バリアフリーの本質は、私たちが気付かないうちにつくってしまう「心のバリア」を取り除き、さまざまな立場のひとの存在を認め合うことです。そのことが共生のまちづくり、社会づくりのスタートでもあるのです。

整備方針は、重点整備地区において、市民、交通事業者、行政機関それぞれが協力しながら、だれもが心豊かに安心して歩くことができる「ノンステップ・タウン」を目指してまちづくりに取り組むうえでの、基本的な方向性を示したものです。

なお、具体的内容は、根拠法令である交通バリアフリー法や、広島市高齢社会対策長期指針、広島市障害福祉計画、広島市公共施設福祉環境整備要綱などの関連計画を参考にするとともに、ワークショップやタウンウォッチング等による高齢者、身体障害者など利用者の意見を踏まえたものとしています。

これらを具体的に取り組む際は、適宜、高齢者や身体障害者など利用者の意見を聴きながら、使いやすい施設になるよう努める必要があります。

### (1) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

#### ア. 旅客施設

##### (ア) 移動の円滑化

利用者が安心して移動できるよう、高低差のあるプラットフォーム等までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、目的地までの視覚障害者誘導用ブロックの連続性に配慮するなど、移動の円滑化を図ります。

##### (イ) 案内表示

利用者に判りやすい適切な案内表示の提供を行います。

##### (ウ) 設備の改善

券売機や改札口などを、利用しやすい設備に改善します。

#### イ. 車 両

高齢者、身体障害者の方々などはもちろんのこと、だれもが利用しやすいバリアフリー化された車両の導入を図ります。

#### ウ. 社 員

だれもが安心して公共交通機関を利用して移動できるよう、社員に対し、接遇、バリアフリー設備の使用方法及び緊急時の対応などについて、教育訓練を行います。

### (2) 歩行空間のバリアフリー化の推進

#### ア. 歩道・道路部及び駅前広場

##### (ア) バリアフリー化された道路・歩道の整備

すべての人が安全・快適に目的地まで移動できるようにするため、歩道の幅、段差、勾配を適切なものとするほか、交差点部でのたまり空間の確保や連続性などについて配慮し

た視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善を行います。

また、案内表示などについてもわかりやすいものとなるよう配慮するとともに、旅客施設から目的地までの経路については、連続的にバリアフリー化された歩行空間が確保されるよう整備を進めます。

#### (イ) 歩道上の障害物の除去

歩行者の通行の妨げとなる違法駐車を取り締まるとともに、違法駐車や陳列商品や立て看板などの不法占用や放置自転車に対するマナー向上のための広報・啓発活動等を実施します。

また、歩道の新設・改良にあたっては、歩道への乗り上げ駐車がしにくい構造に配慮して整備を進めます。

### イ. 横断歩道等

#### (ア) 信号機の改良・高度化

歩行者が安心して横断できるよう、音響信号機の設置など信号機の改良・高度化や信号機の運用（歩行者用青時間）の点検・見直しを順次進めます。

#### (イ) 歩車道の段差等の解消

横断歩道部の歩道及び車道は、すべての歩行者が円滑に移動できるよう適切な段差、勾配で整備を行います。

## **(3)心のバリアフリー化の推進**

### ア. 市民意識の高揚

バリアフリーの実現のためには、目に見える施設改善を進めるだけではなく、市民一人ひとりが心のバリアフリーについての意識と実践を日常生活に根付かせ、それを豊かなまちづくりにつなげていくことが重要です。つまり、障害のある人もない人もともに生活していく中で、ノーマライゼーションの理念を理解し、路上駐車や駐輪、歩道への商品陳列や立て看板など歩行の障害となる迷惑行為をやめたり、困っている人に積極的に声をかけ、手を差し伸べることができるよう、心のバリアを取り除くことが必要です。

### イ. 広報・啓発活動の充実

心のバリアフリー化を進めるため、ホームページなどを活用して基本構想の広報に努めるとともに、バリアフリーや各種ボランティア活動についての情報提供の充実を図るなど、継続的な啓発活動に取り組みます。

### ウ. バリアフリー教育の充実

バリアフリー教育については、学校教育の中で、障害のある子どもとない子どもの交流体験や福祉学習等の充実を図り、障害などを持って地域社会で生きることの意味や命の尊さの理解を深めるなど、地域で助け合い、支えあう市民意識の醸成を図ります。